

沼津市国民保護計画（案）からの修正内容

1 語句の訂正

沼津市国民保護計画本文中、適切な語句に修正する。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
2	<p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(2) 市国民保護計画の変更手続 市国民保護計画の変更に当たっては、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事<u>に</u>協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。</p>	2	<p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(2) 市国民保護計画の変更手続 市国民保護計画の変更に当たっては、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事<u>と</u>協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。</p>
17	<p>2 職員の参集基準等</p> <p>(4) 職員への連絡手段の確保 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等の<u>携行に努めるものとする。</u></p>	17	<p>2 職員の参集基準等</p> <p>(4) 職員への連絡手段の確保 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等の<u>連絡手段を確保する。</u></p>
42	<p>4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>(1) 他の市町長等への応援の要求 ア <u>市長は</u>、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。</p>	42	<p>4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>(1) 他の市町長等への応援の要求 ア <u>市長等</u>は、国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。</p>

	<p>イ <u>市長</u>は、応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。</p>		<p>イ <u>市長等</u>は、応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。</p>
43	<p>9 <u>住民</u>への協力要請</p> <p>市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、<u>住民</u>に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。</p>	43	<p>9 <u>住民等</u>への協力要請</p> <p>市は、国民保護措置を実施するに当たり、必要があると認めるときは、<u>住民等</u>に対し、以下に掲げる援助について協力を要請する。</p>
52	<p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による急襲的<u>に</u>航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 	52	<p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機による急襲的<u>な</u>航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。
60	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>ア 市長は、<u>住民</u>からの安否情報の照会に対応するため、市対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。</p>	60	<p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付</p> <p>ア 市長は、<u>住民等</u>からの安否情報の照会に対応するため、市対策本部に対応窓口を設置するとともに、安否情報の回答責任者を置く。</p>

2 生活関連等施設の把握等

市の国民保護計画の作成に当たっては、静岡県知事との協議が必要となっているが、静岡県との事前協議において、生活関連等施設の各項目にあつては、「基本的には定義として①から⑳まで全て記載することと考えている。」との通知があり、静岡県市町国民保護モデル計画に合わせ修正する。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
31	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 (本文省略)</p> <p>① 発電所、変電所</p> <p>② ガス工作物</p> <p>③ 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</p> <p>④ 鉄道施設、軌道施設</p> <p>⑤ 電気通信事業用交換設備</p> <p>⑥ 放送用無線設備</p> <p>⑦ 水域施設、係留施設</p> <p>⑧ 危険物取扱所</p> <p>⑨ 毒劇物取扱所</p> <p>⑩ 火薬類取扱所</p> <p>⑪ 高圧ガス取扱所</p> <p>⑫ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。）</p> <p>⑬ 毒薬劇薬取扱所</p> <p>⑭ 電気工作物内の高圧ガス取扱所</p> <p>⑮ 生物剤、毒素取扱所</p> <p>⑯ 毒性物質取扱所</p>	31	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 (本文省略)</p> <p>① 発電所、変電所</p> <p>② ガス工作物</p> <p>③ 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</p> <p>④ 鉄道施設、軌道施設</p> <p>⑤ 電気通信事業用交換設備</p> <p>⑥ 放送用無線設備</p> <p>⑦ 水域施設、係留施設</p> <p><u>⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</u></p> <p><u>⑨ ダム</u></p> <p><u>⑩ 危険物取扱所</u></p> <p><u>⑪ 毒劇物取扱所</u></p> <p><u>⑫ 火薬類取扱所</u></p> <p><u>⑬ 高圧ガス取扱所</u></p> <p><u>⑭ 核燃料物質取扱所（汚染物質を含む。）</u></p> <p><u>⑮ 核原料物質取扱所</u></p> <p><u>⑯ 放射性同位元素取扱所（汚染物質を含む。）</u></p> <p><u>⑰ 毒薬劇薬取扱所</u></p> <p><u>⑱ 電気工作物内の高圧ガス取扱所</u></p> <p><u>⑲ 生物剤、毒素取扱所</u></p> <p><u>⑳ 毒性物質取扱所</u></p>

3 公共的施設の応急の復旧

市の管理する施設には、工業用水道施設が無いため、工業用水道施設の記述を削除し修正する。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
77	<p>2 公共的施設の応急の復旧</p> <p>(1) 市が管理する<u>水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設</u>の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する<u>水道施設、水道用水供給施設、下水道施設及び工業用水道施設</u>について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	77	<p>2 公共的施設の応急の復旧</p> <p>(1) 市が管理する<u>水道施設、水道用水供給施設、下水道施設</u>の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生したときには、市が管理する<u>水道施設、水道用水供給施設、下水道施設</u>について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p>

4 要援護者等に係る訂正

沼津市国民保護計画本文中、災害弱者である「子ども、乳幼児等」の語句を挿入し修正する。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
4	<p>(7) <u>高齢者、障害のある人等</u>への配慮及び国際人道法的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障害のある人、外国人その他特に配慮を要する者の保護</u>について留意する。</p>	4	<p>(7) <u>高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児等</u>への配慮及び国際人道法的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児、外国人その他特に配慮を要する者の保護</u>について留意する。</p>
29	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(5) 学校や事業所との連携</p> <p>市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、<u>事業所単位</u>により集団で避難することを踏まえて、平素から、<u>各事業所</u>における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。</p>	29	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(5) 学校や事業所との連携</p> <p>市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、<u>学校や事業所単位</u>により集団で避難することを踏まえて、平素から、<u>各学校や事業所</u>における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。</p>
50	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>カ <u>高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の避難方法の決定</u></p>	50	<p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>カ <u>高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児その他特に配慮を要する者の避難方法の決定</u></p>

56	<p>(3) 救援に当たっての留意事項</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者、障害のある人</u>その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与 	56	<p>(3) 救援に当たっての留意事項</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者、障害のある人、子ども、乳幼児</u>その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与
----	---	----	---

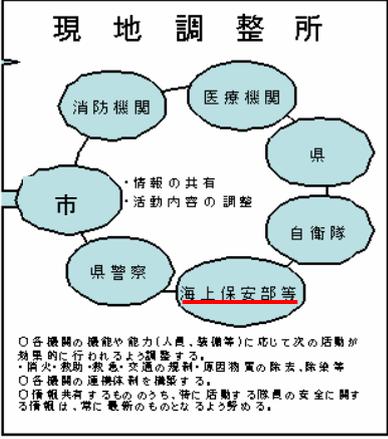
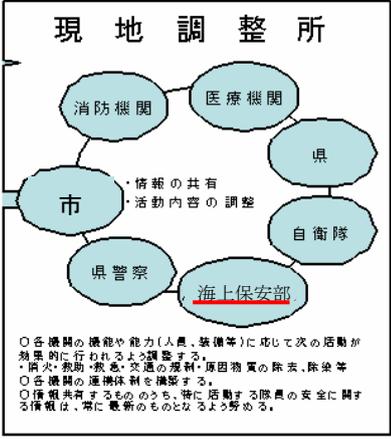
5 自衛隊における機関名称変更に係る訂正

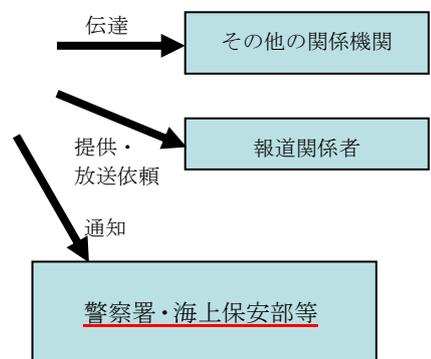
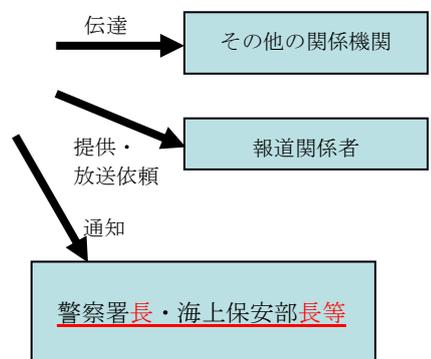
平成18年8月1日付けにて変更された機関名を修正する。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
41	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、<u>地方連絡部長等</u>を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>	41	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、<u>地方協力本部長等</u>を通じて、防衛庁長官に連絡する。</p>
50	<p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等</p> <p>市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する警察署長、海上保安部及び<u>自衛隊地方連絡部長</u>並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供し、放送について依頼する。</p>	50	<p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等</p> <p>市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する警察署長、海上保安部及び<u>自衛隊地方協力本部長</u>並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供し、放送について依頼する。</p>

6 海上保安部に係る記述の訂正

海上保安部等の等は、保安署を指しているが、御前崎市にある御前崎海上保安署が直接沼津市と協力体制を構築することはなく、清水海上保安部がその任を担っていることから、海上保安部の記述を修正する他。

頁	沼津市国民保護計画（案）	頁	今回計画（案）
29	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊等）と緊密な意見交換・・・</p> <p>(以下同様)</p>	29	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊等）と緊密な意見交換・・・</p> <p>(以下同様)</p>
39	<p>2 現地調整所</p> <p>(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。</p> 	39	<p>2 現地調整所</p> <p>(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。</p> 

50	<p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等 また、市長は、. . . 管轄する警察署長、<u>海上保安部</u>及び<u>自衛隊地方連絡部長</u>並びに<u>その他の関係機関</u>に通知する。 </p>	50	<p>(5) 避難実施要領の内容の伝達等 また、市長は、. . . 管轄する警察署長、<u>海上保安部長</u>及び<u>自衛隊地方協力本部長</u>並びに<u>その他の関係機関の長</u>に通知する。 </p>
51	<p>(6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ</p>  <pre> graph TD Mayor[市長] -- 伝達 --> Org[その他の関係機関] Mayor -- "提供・放送依頼" --> Media[報道関係者] Mayor -- 通知 --> Police[警察署・海上保安部等] </pre>	51	<p>(6) 市長から関係機関への避難実施要領の流れ</p>  <pre> graph TD Mayor[市長] -- 伝達 --> Org[その他の関係機関] Mayor -- "提供・放送依頼" --> Media[報道関係者] Mayor -- 通知 --> Police[警察署長・海上保安部長等] </pre>
53	<p>(6) 避難誘導を行う関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、<u>海上保安部長等</u>又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p>	53	<p>(6) 避難誘導を行う関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、<u>海上保安部長</u>又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p>

57	<p>エ 被災者の捜索及び救出</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、<u>海上保安部等</u>の関係機関との連携 <p>オ 埋葬及び火葬</p> <ul style="list-style-type: none"> 県警察及び<u>海上保安部等</u>との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 <p>ケ 死体の捜索及び処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、<u>海上保安部等</u>の関係機関との連携 	57	<p>エ 被災者の捜索及び救出</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、<u>海上保安部</u>の関係機関との連携 <p>オ 埋葬及び火葬</p> <ul style="list-style-type: none"> 県警察及び<u>海上保安部</u>との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 <p>ケ 死体の捜索及び処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊、<u>海上保安部</u>の関係機関との連携
63	<p>(3) 市が管理する施設の安全の確保</p> <p>市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、<u>海上保安部長等</u>、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。</p>	63	<p>(3) 市が管理する施設の安全の確保</p> <p>市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、<u>海上保安部</u>、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。</p>
64	<p>(3) 関係機関との連携</p> <p>市は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p>	64	<p>(3) 関係機関との連携</p> <p>市は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p>

67	<p>(3) 安全の確保等</p> <p>ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び<u>海上保安部等</u>と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>	67	<p>(3) 安全の確保等</p> <p>ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び<u>海上保安部等</u>と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>イ 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。</p>
68	<p>(2) 警戒区域設定に伴う措置等</p> <p>ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、<u>海上保安部等</u>、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p>	68	<p>(2) 警戒区域設定に伴う措置等</p> <p>ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、<u>海上保安部</u>、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p>

68	<p>ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、<u>県警察、海上保安部等</u>、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>	68	<p>ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、<u>県警察、海上保安部</u>、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。</p>
70	<p>(8) 安全の確保</p> <p>イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、<u>県警察、海上保安部等</u>、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。</p>	70	<p>(8) 安全の確保</p> <p>イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、<u>県警察、海上保安部</u>、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。</p>
71	<p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、<u>県警察、海上保安部等</u>との連絡を密にする。</p>	71	<p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p> <p>(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、<u>県警察、海上保安部</u>との連絡を密にする。</p>

67	<p>(2) 退避の指示に伴う措置</p> <p>イ 市長は、知事、<u>警察官、海上保安官又は自衛官</u>から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。</p>	67	<p>(2) 退避の指示に伴う措置</p> <p>イ 市長は、知事、<u>警察官等</u>から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。</p>
68	<p>(2) 警戒区域設定に伴う措置等</p> <p>エ 市長は、知事、<u>警察官、海上保安官又は自衛官</u>から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。</p>	68	<p>(2) 警戒区域設定に伴う措置等</p> <p>エ 市長は、知事、<u>警察官等</u>から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。</p>